

福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域福祉の向上を図るため、住民自治協議会が行う地域福祉活動に要する経費に対し予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において「地区」とは、第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。

(助成金の交付対象者)

第3 助成金の交付対象となる者は、各地区の住民自治協議会とする。

(助成金の対象事業)

第4 助成金の交付対象となる分野及び事業は、別表に掲げるものとする。

(助成金の対象経費及び助成率)

第5 助成金の交付対象となる経費は、第4に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、懇親会等の会議費はこの対象としない。

2 助成率は、助成対象経費の10分の10以内とする。ただし、別表に掲げる金額を限度とする。

(交付の制限)

第6 この助成金は、この助成金以外の補助金等と重複して交付しない。

(助成金の申請等)

第7 助成金の申請書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項に規定する申請書類の提出期限及び提出方法は、長野市社会福祉協議会長(以下「市社協会長」という。)が別に定める。

(助成事業の内容の変更等)

第8 助成金の内容を変更又は中止しようとするときは、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金変更・中止申請書(様式第2号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 助成事業の実績報告書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金実績報告書(様式第3号、様式第3号の2及び様式第3号の3)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、助成金の交付決定があった日の属する年度の3月末日までとする。

(助成金の交付請求)

第10 助成金の交付請求書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(助成金の概算払い交付請求)

第11 助成金の概算払いの交付請求書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金概算払い交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第 4 の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第 4 及び第 11 の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第 4 の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第 4 の改正規定は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第４関係）

対象分野及び事業	限度額 ※ 1	備考
啓発分野	60,000 円	1 事業につき 30,000 円、2 事業までを上限
支え合う分野	70,000 円	1 事業につき 35,000 円、2 事業までを上限
つどう・交わる分野	120,000 円 (※ 2)	1 事業につき 30,000 円 (※ 2) 4 事業までを上限 ※ 3
地域福祉懇談会事業	3,000 円	1 行政連絡区につき 1 回を上限
サロン事業	2,000 円	1 地区につき 500,000 円を上限 ※実施グループごとの助成回数 制限なし
福祉自動車運行事業	300,000 円	共同実施地区は 1 地区とみなす

※ 1 地域福祉懇談会事業及びサロン事業は 1 回あたりの上限額。

※ 2 助成対象年度の前年度 3 月 1 日時点の地区人口が 10,000 人以上 20,000 人未満の地区においては 35,000 円、20,000 人以上の地区においては 40,000 円を上限額とする。

※ 3 当該分野で助成する「きぼうの旅事業」については、※ 2 の規定に関わらず 30,000 円を上限とする。なお、本綱とは別に長野市障害者レクリエーション活動等支援事業補助金対象分として手帳を保有する障害者とその介助者一人あたり 1,500 円の 15 人分（22,500 円）を上限として助成する。